

登別市はいかい高齢者等ＳＯＳネットワーク事業実施要綱

（趣旨）

第１条 この要綱は、行方不明となった認知症高齢者等（以下「はいかい高齢者等」という。）の親族の精神的負担を軽減するため、地域の協力を得て早期に発見し、保護するためはいかい高齢者等ＳＯＳネットワーク事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （１）協力機関 第１０条の規定による登別市はいかい高齢者等ＳＯＳネットワーク事業協力機関協定書別表に定める事業所をいう。
- （２）行方不明者届 行方不明者発見活動に関する規則（平成２１年国家公安委員会規則第１３号）第６条に規定する行方不明者届をいう。

（実施体制）

第３条 市長は、はいかい高齢者等を早期発見及び保護するため、民生委員・児童委員及び協力機関（以下「協力機関等」という。）と連携して登別市はいかい高齢者等ＳＯＳネットワークを構築するものとする。

（対象者）

第４条 事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次条の規定による登録の時点において、認知症によるはいかいのおそれがあり、かつ、市内に住所を有する者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- （１）６５歳以上の者
- （２）その他市長が事業の対象として適当と認める者

（対象者の登録申請等）

第５条 事業を利用しようとする対象者の親族等（以下「登録申請者」という。）は、登別市はいかい高齢者等ＳＯＳネットワーク事業登録申請書（別記様式第１号）及び登別市はいかい高齢者等ＳＯＳネットワーク事前登録情報シート（別記様式第２号）（以下「事前登録情報シート」という。）を市長に提出するものとする。

２ 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、登録の可否の決定を行い、登録申請者に対し登別市はいかい高齢者等ＳＯＳネットワーク事業登録決定通知書（別記様式第３号）により通知するものとする。

- 3 市長は、前項の規定により登録することを決定したときは、登別市はいかい高齢者等ＳＯＳネットワーク事業登録者台帳（別記様式第４号。以下「台帳」という。）に当該登録することを決定した者（以下「登録者」という。）の情報を登録するものとする。

（登録情報の変更及び取消）

第６条 登録申請者は、事前登録情報シート又は台帳の内容に変更が生じたときは、登別市はいかい高齢者等ＳＯＳネットワーク事業登録内容変更届出書（別記様式第５号）（以下「変更届出書」という。）により、速やかに市長に届け出なければならない。

- 2 登録申請者は、転出、死亡その他の理由により登録を取り消すときは、登別市はいかい高齢者等ＳＯＳネットワーク事業登録取消届出書（別記様式第６号）（以下「取消届出書」という。）により、速やかに市長に届け出なければならない。

- 3 市長は、前項の規定により取消届出書の届け出を受けたときは、当該登録者の登録を取り消すものとする。

- 4 市長は、第１項の規定により変更届出書の届け出を受けたとき又は第３項の規定により登録を取り消したときは、台帳を更新するものとする。

- 5 市長は、登録者の状況について公簿等により定期的に確認するものとする。

- 6 市長は、前項に規定する確認の結果登録者が第４条に規定する対象者でなくなったことが認められたときは、職権により登録を取り消すことができる。

- 7 市長は、第５項に規定する確認の結果台帳の内容に変更が認められたとき又は第６項の規定により登録を取り消したときは、台帳を更新するものとする。

（登録情報の共有及び周知等）

第７条 市長は、登録申請者の同意のもと、事前登録情報シートを札幌方面室蘭警察署（以下「室蘭警察署」という。）及び登別市地域包括支援センター（以下「室蘭警察署等」という。）と共有するものとする。

- 2 市長は、事前登録情報シート又は台帳の内容に変更が生じたときは、当該変更を室蘭警察署等と共有するものとする。

- 3 市長は、登録者が第４条に規定する対象者でなくなったことが認められたときは、室蘭警察署等に事前情報登録シートの返還を求めるものとする。

- 4 市長は、登録者が行方不明となり、当該登録者に係る行方不明者届を受理した室蘭警察署からの連絡を受けたときは、協力機関等に対し登別

市はいかい高齢者等ＳＯＳネットワーク事業連絡書（別記様式第７号）により周知するとともに、登録者の早期発見及び保護に必要な情報を提供することができるものとする。ただし、公開を希望しない情報は除くものとする。

- 5 市長は、登録者が行方不明となり、当該登録者に係る行方不明者届を受理した室蘭警察署からの連絡を受けたときは、登別市公式ＬＩＮＥ（以下「市公式ＬＩＮＥ」という。）登録者に対し、市公式ＬＩＮＥにより日時、行方不明場所、年齢、性別、服装等及び身体的特徴を周知するものとする。ただし、公開を希望しない情報は除くものとする。

（登録者の発見等）

第８条 協力機関等は、登録者を発見及び保護したときは、その旨を室蘭警察署及び市に報告するものとする。

- 2 市長は、室蘭警察署より登録者を発見した旨の連絡を受けたとき又は申請者から発見等の申し出を受けたときは、協力機関等に対し登別市はいかい高齢者等ＳＯＳネットワーク協力解除通知書（別記様式第８号）により通知するものとする。

- 3 市長は、室蘭警察署より登録者を発見した旨の連絡を受けたとき又は登録申請者から発見等の申し出を受けたときは、市公式ＬＩＮＥ登録者に対し市公式ＬＩＮＥにより解除理由を周知するものとする。

（登録外はいかい高齢者等の周知）

第９条 市長は、台帳に登録されていないはいかい高齢者等について室蘭警察署から早期発見及び保護への協力の依頼があった場合で特に必要と認めるときは、その者を登録者とみなして協力機関等及び市公式ＬＩＮＥ登録者に対し周知することができる。この場合において、前２条の規定を準用する。

（協力機関の登録等）

第１０条 この事業に協力しようとする者は、あらかじめ登別市はいかい高齢者等ＳＯＳネットワーク事業協力機関協定書（別記様式第９号）により市とはいかい高齢者等の早期発見及び保護に係る協定を締結し、協力機関の登録をするものとする。

- 2 前項の規定により協定を締結した者は、協定内容に変更があったときは、登別市はいかい高齢者等ＳＯＳネットワーク協力機関協定内容変更届出書（別記様式第１０号）により市長に協定の変更を届け出るものとする。

- 3 第１項の規定により協定を締結した者は、業務の都合により事業に協力できなくなるときは、登別市はいかい高齢者等ＳＯＳネットワーク協

力機関協定解除申出書（別記様式第 1 1 号）により市長に協定の解除を申し出るものとする。

4 市長は、前項の規定による協定の解除の申し出があったときは、当該申し出をした協力機関の登録を解除するものとする。

5 市長は、協力機関の事業廃止が明らかになったときは、協定を解除することができる。

（費用の負担）

第 1 1 条 対象者の登録及び事業の利用に係る費用は、無料とする。

2 この事業に協力した者（以下「協力者」という。）が早期発見・保護活動等に要した費用は、当該協力者の負担とする。

（守秘義務）

第 1 2 条 事業に携わる者は、その職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（見守りネットワーク）

第 1 3 条 協力機関等は、通常業務等の範囲内における高齢者等の見守り、声かけ等を行うものとする。

2 協力機関等は、通常業務等の範囲内において高齢者等の異変に気付いたときは、その旨を市に連絡するものとする。ただし、緊急性があると判断したときは、必要な措置を行うとともに警察署又は消防署へ通報するものとする。

3 前項の連絡を受けた市は、高齢者等の状況を把握し、適切な支援及び関係機関等との連絡調整を行うものとする。

（その他）

第 1 4 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に協力機関と締結した登別市高齢者等 S O S ネットワーク実施要綱（平成 2 4 年 9 月 1 4 日市長決裁）第 4 条の規定による協定は、第 9 条の規定により締結した協定とみなす。

附 則

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の登別市はいかい高齢者等 S O S ネットワーク事業実施要綱（以下「旧要綱」という。）第 4 条の規定による登録の決定を受けている者は、この告示による改正後の登別市はいかい高齢者等 S O S ネットワーク事業実施要綱（以下「新要綱」という。）第 5 条の規定による登録の決定を受けた者とみなす。

3 この告示の施行の際現に旧要綱第 9 条の規定による協定は、新要綱第 1 0 条の規定により締結した協定とみなす。

別記様式第 1 号（第 5 条関係）

登別市はいかい高齢者等 S O S ネットワーク事業登録申請書

年 月 日

登別市長 様

住 所 :
申請者（同意者） 氏 名 :
電話番号 :
登録者との続柄 :

登 録 者	フリガナ		性 別	男 ・ 女
	氏 名		生年月日	年 月 日
	住 所	登別市 町		
	電話番号			

行方不明時（登別市はいかい高齢者等 S O S ネットワーク利用時）における、公開を希望しない情報を選択してください。

☐ 氏名	☐ 年齢
☐ 住所	☐ 顔写真
☐ 服装等	☐ 身体的特徴
☐ 行動の特徴	☐ 特記事項

（登別市公式 L I N E（以下「市公式 L I N E」という。）では、氏名、住所及び顔写真は周知しません。）

登別市はいかい高齢者等 S O S ネットワーク登録に関して、次の事項に同意の上、申請します。

- 登録者の登別市はいかい高齢者等 S O S ネットワーク事業事前登録情報シート（別記様式第 2 号）を札幌方面室蘭警察署（以下「室蘭警察署」という。）及び登別市地域包括支援センターと共有すること。
- 登録者が行方不明となり、当該登録者に係る行方不明者届を受理した室蘭警察署からの連絡を受けたときは、民生委員・児童委員及び協力機関に対し登別市はいかい高齢者等 S O S ネットワーク事業連絡書（別記様式第 7 号）により周知するとともに、市公式 L I N E 登録者に対し、市公式 L I N E により周知すること。

別記様式第 2 号（第 5 条関係）

登別市はいかい高齢者等 S O S ネットワーク事業事前登録情報シート

		No ※1	登録年月日 年 月 日 ※2	
フリガナ		男・女	顔 写 真	
氏 名				
生年月日	年 月 日 (申請時 歳)			
住 所	登別市 町			
電話番号				
同居者	有 ・ 無 (氏名 :) (続柄 :)			
身体的 特 徴	身長 :	c m	体重 :	k g
	体格 :	太め・普通・やせ	眼鏡 :	有 ・ 無
	頭髮 :	黒髪・白髪まじり・白髪・その他 ()		
	頭髮 :	毛無・短髪・普通・長髪・その他 ()		
	歩き方の特徴 (姿勢・速さ):			
	その他 (ホクロ・アザなど):			
行動の 特 徴	本人がよく行く場所・範囲:			
	よく持ち歩くもの 身に着けるもの:			
	はいかい歴: 有 ・ 無 (発見場所:)			
	自分の名前: 言える・言えない		自分の住所: 言える・言えない	

特記事項	保護時、対応時の注意事項：		
介護情報	居宅介護支援事業所名： 電話番号： 担当ケアマネジャー氏名：		
医療情報	かかりつけ医療機関名： 電話番号： 主治医氏名：		
	認知症の症状： 有 ・ 無 （診断名：		
連絡先① (申請者)	フリガナ	続柄	電話番号
	氏名		自宅： 携帯：
連絡先②	フリガナ	続柄	電話番号
	氏名		自宅： 携帯：
連絡先③	フリガナ	続柄	電話番号
	氏名		自宅： 携帯：

全身写真※3

※1 記入しないでください。

※2 記入しないでください。

※3 全身写真がある場合は添付してください。

第 号
年 月 日

登別市はいかい高齢者等ＳＯＳネットワーク事業登録決定通知書

様

登別市長

年 月 日付けで申請のありました登別市はいかい高齢者等ＳＯＳネットワーク事業の登録について、登別市はいかい高齢者等ＳＯＳネットワーク事業実施要綱第5条第2項の規定に基づき、次のとおり通知します。

記

決 定 区 分	登録する ・ 登録しない
登録者氏名	
登録しない 理 由	
備 考	

別記様式第4号（第5条関係）

登別市はいかい高齢者等SOSネットワーク事業登録者台帳

登録番号	登録者 氏名	生年月日	住所 (登録時)	住所 (現住所)	電話番号	公開 しない 情報
登録者数						

別記様式第 5 号（第 6 条関係）

登別市はいかい高齢者等 S O S ネットワーク事業
登録内容変更届出書

年 月 日

登別市長 様

住 所 :
届出者 氏 名 :
電話番号 :
登録者との続柄 :

登別市はいかい高齢者等 S O S ネットワーク事業実施要綱第 6 条第 1 項
の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

記

登録者氏名		
変 更 項 目	変 更 前	変 更 後

別記様式第 6 号（第 6 条関係）

登別市はいかい高齢者等 S O S ネットワーク事業
登録取消届出書

年 月 日

登別市長 様

住 所 :
届出者 氏 名 :
電話番号 :
登録者との続柄 :

登別市はいかい高齢者等 S O S ネットワーク事業実施要綱第 6 条第 2 項
の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

記

登録者氏名	
取 消 理 由	

別記様式第7号（第7条関係）

年 月 日 時 分 発信（依頼番号第 号）

登別市はいかい高齢者等SOSネットワーク事業連絡書

【行方不明者情報】

フリガナ			性別	写真
氏 名				
			年齢	
			歳	
住 所				
いなくなった時の直前の状況	日時： 月 日 分頃 場所： () 様子：			
服装等	上：	下：		
	履物：	持ち物・所持金：		
	移動手段：	その他：(杖など)		
身体的特徴	身長： cm 体重： kg	体格：	眼鏡：	
	頭髮： 色～		髪型～	
	歩き方の特徴(姿勢・速さ)：			
	その他(ホクロ・アザなど)：			
行動の特徴	本人がよく行く場所・範囲：			
	よく持ち歩くもの			
	身に着けるもの：			
	認知症の症状の有無： ()			
	はいかい歴の有無： 発見場所：			
特記事項	自分の名前を： 自分の住所を：			
	【保護時、対応時の注意事項】			

情報提供同意の有無： ()

見かけた場合、保護した場合は、札幌方面室蘭警察署（以下「室蘭警察署」という。）に連絡願います。

《室蘭警察署》

住所： 電話番号：

発信者：

住所： 電話番号：

別記様式第 8 号（第 8 条関係）

年 月 日
時 分

協力機関各位

登別市長

登別市はいかい高齢者等 S O S ネットワーク協力解除通知書

年 月 日 時 分発信（依頼番号第 号）で情報提供した行方不明者については、次のとおりとなりましたので、協力依頼を解除します。

御協力ありがとうございました。

記

1 氏 名

2 解除理由

登別市はいかい高齢者等ＳＯＳネットワーク事業協力機関 協定書

（締結）

第1条 （ ）を甲、登別市を乙とし、甲の「登別市はいかい高齢者等ＳＯＳネットワーク事業への協力について、甲乙両者は、登別市はいかい高齢者等ＳＯＳネットワーク事業実施要綱に基づき協定を締結する。

（定義）

第2条 協力機関とは、別表に定める事業所をいう。

（協力機関の役割）

第3条 協力機関は、通常業務等の範囲内で次の役割を担うものとする。

- （1）行方不明者の早期発見及び保護への協力
- （2）行方不明者が発生した際の連絡体制の構築
- （3）行方不明者を発見又は保護した際の室蘭警察署及び乙への連絡
- （4）高齢者等の異変に気付いた際の情報の提供又は通報

（個人情報の保護）

第4条 協力機関は、個人情報保護の重要性を認識し、この協定による事務処理をするための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

- 2 協力機関は、この協定により知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- 3 協力機関は、その使用する者に対し、在職中及び退職後においてもこの協定により知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報保護の徹底について周知しなければならない。
- 4 協力機関は、この協定による個人情報の漏えい、滅失、改ざん及び毀損の防止を図るため、管理責任者を特定し、個人情報の適切な管理に努めなければならない。
- 5 協力機関は、この協定による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。
- 6 協力機関は、乙の指示又は承諾があるときを除き、この協定により知り得た個人情報を当該事務を処理するため以外に使用し、又は第三者に

引き渡してはならない。

- 7 協力機関は、あらかじめ乙の指示又は承諾があったときを除き、この協定による事務を処理するに当たって、乙から提供された個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。
- 8 協力機関は、この協定による事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、乙の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。
- 9 協力機関は、この協定による事務を処理するために乙から貸与され、又は協力機関が収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この協定の終了後直ち乙に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、乙が別に指示したときは、当該方法によるものとする。
- 10 協力機関は、第1項から第9項までの規定に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに乙に報告し、乙の指示に従うものとする。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(協定内容の変更)

第5条 甲は、協定内容に変更があったときは、乙に届け出るものとする。

(協定の解除)

第6条 甲は、業務の都合により事業に協力できなくなるときは、乙に協定の解除を申し出るものとする。

2 乙は、協力機関が第4条の規定に違反していると認めたときは、協定を解除することができるものとする。

3 乙は、協力機関が事業を廃止したことが明らかになったときは、協定を解除することができるものとする。

甲、乙は、この協定書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

(甲) 住 所

氏名・名称

及び代表者

印

(乙) 登別市中央町6丁目11番地

登別市長

印

別表

協力機関登録No.

協力機関名	
責 任 者 職 氏 名	
住 所	
電話番号	
ファクス番号	
電子メールアドレス	
備 考	

別記様式第10号（第10条関係）

登別市はいかい高齢者等ＳＯＳネットワーク協力機関協定内容
変更届出書

年 月 日

登別市長 様

住所

届出者 氏名・名称
及び代表者

このことについて、登別市はいかい高齢者等ＳＯＳネットワーク事業実施要綱第１０条第２項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

記

[illegible]

別記様式第 1 1 号（第 1 0 条関係）

登別市はいかい高齢者等 S O S ネットワーク協力機関協定解除
申出書

年 月 日

登別市長 様

住所
届出者 氏名・名称
及び代表者

このことについて、登別市はいかい高齢者等 S O S ネットワーク事業実施要綱第 1 0 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

記

1 解除年月日 年 月 日